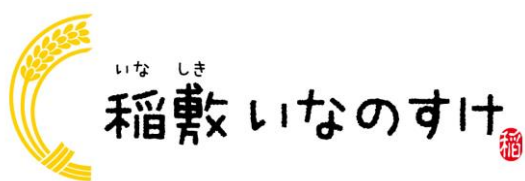


令和5年度

# 稲敷市立 放課後児童クラブ

入所の  
ご案内



稲敷市 保健福祉部 こども支援課

TEL 029-892-2000

令和4年10月作成

## 令和5年度稲敷市放課後児童クラブの変更点

### (1) 祖父母の就労証明書等の提出範囲を見直しました。

変更前

同世帯・同敷地及び学区内に住む75歳未満の児童の祖父母



変更後

同世帯・同敷地及び学区内に住む65歳未満の児童の祖父母

### (2) 児童クラブの開所時間を見直しました。

区分	変更後	変更前
平日	学校終業時 ～ 午後7時	学校終業時 ～ 午後6時40分
学校休業日	午前7時30分 ～ 午後7時	午前8時 ～ 午後6時40分
土曜日	午前7時30分 ～ 午後7時	午前8時 ～ 午後6時

※令和5年3月27日から開所時間が変更になります。それまでは、変更前の時間での開所になります。

### (3) 児童クラブ関係書類の押印が不要になります。

児童クラブに関する様式から押印欄が削除され、押印が原則不要になります。

《押印が不要になる様式》

- ・児童クラブ入所申込書
- ・就労証明書（勤務先の社印、代表者印、担当者印も押印不要になります）
- ・申立書
- ・児童クラブ変更届
- ・児童クラブ休所・退所届
- ・児童クラブ負担金減免申請書

## ○設置の目的

放課後児童クラブは、昼間、家族（注1）が就労や疾病等の理由で家庭にいない小学校6年生までの児童に、遊びや生活の場を提供することにより健全な育成を図るところです。

（注1）家族とは・・・同世帯・同敷地及び児童が通う学校の学区内に住む児童の父・母・父方の祖父母・母方の祖父母

※65歳未満（令和5年度より変更）の家族の各証明書が必要になります。

児童クラブは、就労等により昼間、家族が子どもの面倒がみられない時間をサポートする場所です。趣旨をご理解のうえ適正利用にご協力ください。

## ○対象となる児童および入所期間

対象となる児童は、家族（上記の注1参照）が次のいずれかの事情により昼間家庭に居ないことが常態で、市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までの児童です。

No.	入 所 事 由		入所できる期間（必要書類はP5へ）
1	就 労	居宅外または居宅内の就労のため。 ※家庭菜園による農業・出荷をしていない農業は就労となりません。	就労する期間
2	求職活動	仕事を探すため。 （原則、認めることはできませんので、こども支援課までご相談ください。）	1ヶ月以内 （ただしこの期間に勤務を開始し就労証明書が提出されれば、「就労」と同じ期間）
3	就 学	学校へ通うため。	就学する期間
4	出 産	出産のため。	出産予定日前2週から産後4週まで
5	病 気	疾病、もしくは負傷のため。	入所を必要とする期間
	障 害	心身に障がい有しているため。	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護するため。	
6	災 害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため。	災害復旧が完了するまでの期間

※土曜日入所できるのは、家族が就労等により土曜日休日ではない児童に限ります。

（開設場所は市内1箇所「江戸崎地区児童クラブ」です。）

※家族が就労等を終え、迎えの時間（到着までに通常要するであろうと思われる時間）が「小学1年生で14時前・小学2年生以上で15時前」は対象となりません。

※「育児休業期間中」は入所の対象となりません。

※児童クラブは年度運営のため、入所期間は最長で令和6年3月31日までとなります。

**次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。**

※入所希望者が定員を超えた場合、ご希望に添えず入所できないことがあります。

## ○児童クラブの運営委託について

市の児童クラブは、令和2年度より全クラブ民間に運営委託し実施しています。

- ・委託事業者 株式会社 アンフィニ（令和2年度～令和4年度）  
所在地：茨城県つくばみらい市板橋1812-16  
電話番号：0297-20-7573

※令和5年度の運営委託事業者は、令和5年2月に決定する予定です。

## ○開所時間と休所日

- 【開所時間】 授業のある日 学校終業時 ～ 午後7時  
授業のない日（学校休業日） 午前7時30分 ～ 午後7時  
土曜日児童クラブ 午前7時30分 ～ 午後7時  
※令和5年度より変更になります。
- 【休所日】 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）  
その他市長が認めた日

## ○負担金

区 分	1人目（月額）		2人目以降（月額）	
	8月	8月以外	8月	8月以外
平日のみ利用	5,000円	3,000円	2,500円	1,500円
平日及び土曜日利用	6,000円	4,000円	3,000円	2,000円

長期休業期間のみ利用	区 分	1人目	2人目以降
	夏季休業	7,000円	3,500円
	冬季、学年末・学年始休業	2,000円	1,000円
	学年末 <u>又は</u> 学年始休業	1,000円	500円

※長期休業期間のみ利用で土曜利用有の場合は、上記負担金に1,000円（2人目以降は500円）を加算します。

※入所が決まった場合、負担金の支払方法は、口座振替をお願いしています。

（長期休業期間のみの場合は、原則、納付書による支払いです。）

※負担金の納付期限は、原則、当月の末日（12月のみ27日）となります。

金融機関が休業の場合は、翌営業日となります。

### 【負担金の減免】

次の場合は、減免申請書を提出し決定を受けることで負担金の減免を受けることができます。

- ①生活保護法による保護世帯、及び学校教育法による準要保護世帯（免除）
- ②月のはじめから末日まで通所しない場合（免除）
- ③月の登所数が8日以下の場合（半額）

※③については「2人目以降」または「長期休業期間のみ」の場合は対象外となります。

## ○クラブ費

クラブ費として、負担金とは別に、遊び道具代や教材代、おやつ代等として保護者負担が必要となります。直接、児童クラブへ納めてもらうこととなります。

## ○保険加入

入所される児童は、団体総合補償制度費用保険に加入します。  
保険料は、年額1,000円です。

## ○夏休みなどの長期休業の入所について

欠員が生じたりして、定員に余裕が有る場合に募集します。

希望する児童クラブが定員を超えている場合、定員に余裕が有る児童クラブになります。

夏休み【申込期間 6月 5日 ~ 6月16日 → 入所決定時期 6月下旬】

冬休み【申込期間 11月 1日 ~ 11月 8日 → 入所決定時期 11月下旬】

春休み【申込期間 2月 1日 ~ 2月 8日 → 入所決定時期 2月下旬】

## ○高学年（4年生以上）の入所について

定員の空き状況等によって、高学年（4年生以上）の児童よりも低学年（1～3年生）を優先してお預かりする場合があります。

## ○児童クラブ保育料・保育所保育料及び幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納について

児童クラブ保育料・保育所保育料・幼稚園授業料・学校（幼稚園）給食費の滞納がある場合は、申込みされたとしても、原則、不許可となります。（要相談）

また、入所後に上記料金の滞納のあることが判明した場合、または特別の事情（相談）なく負担金・クラブ費の未納が累積した場合は退所といたします。

## ○その他

- ・児童達の様子については必要に応じて、書面や電子媒体等による記録を取ることがあります。（※防犯等を目的としたもので公表を前提とはしていません。）
- ・集団生活の場のため、児童の健康面・行動面で不相当と認められる場合、入所を取り消すことがあります。（特に他児童への影響が大きいと判断される場合）
- ・施設の立地や状況に応じて、各児童クラブでの活動内容は異なります。
- ・入所事由の証明として提出いただいた書類については、入所後、内容が異なると思われるなど、内容の確認や追加の書類提出を求めることがあります。
- ・入所申込みは、必要書類一式を揃えてから申請してください。書類の不備・不足がある場合は、受付できません。また、受付後に書類の不備等が判明した場合は、すみやかに改善をお願いいたします。不備等が改善されない場合は入所不許可となります。

## ○入所申込みに必要な書類

1	入所申込書	※家庭状況・児童記録など記入漏れに注意してください。			
2	入所を必要とする理由を証明するいずれかの書類	理由	就 労	就労証明書（注1）	<b>提出対象者</b> 同世帯・同敷地及び学区内に住む児童の父・母・父方の祖父母・母方の祖父母 等  <u>65歳未満</u> の家族の各証明書が必要になります。
			求職活動	※こども支援課までご相談ください。	
			就 学	申立書・入学証明書等	
			出 産	申立書・母子手帳の写し （出産予定日記載箇所）	
			病 気 障 がい 看 護 介 護	申立書・下記の添付書類 ①医師の診断書等病気が証明できる書類 （薬の説明書のコピー、または診断書） ②障害者手帳の写し ③介護認定書の写し	
災 害	申立書				

- （注1）
- ・不規則勤務または、ローテーション勤務の場合は、直近月の勤務実績表または勤務先のシフト表等の写しを添付してください。
  - ・自営業（個人事業主、農家を含む）の場合は、閑散期の入所はできません。  
（例：稲作のみの場合は、繁忙期の田植えと稲刈り時期のみ入所可）
  - ・自営業（個人事業主、農家を含む）の場合は、**継続的事業実体があることを示す書類**（取引・仕入れの明細、出荷明細、申告書の写し等）を添付してください。  
なお、農業は**自家菜園のみで出荷をしていない場合は入所できません。**

※令和5年度中に65歳になる場合は、提出書類は不要です。

※期限までに提出されなかった添付書類や、保護者・親族の方の2の書類が提出されない場合は、優先順位が低くなる場合があります。

※申込書類の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になります。

## ○申込書記入上の注意

1	申込日	提出する日を必ず記入してください。
2	土曜日利用希望の有無	家庭の中でどなたも土曜日が休みでない児童が対象です。また、開設場所は市内1箇所になりますので、ご注意ください。（児童クラブ一覧参照）
3	健康状態	お預かりする上で、支援員が知っておいた方がよいことや、特別支援を必要とする場合は、支援員の加配などにかかわりますので、必ず記入してください。 診断書・手帳等の書類をお持ちの場合は、コピーの提出にご協力をお願いします。
4	入所希望期間	お預かり出来る期間は4月1日から翌年3月31日までです。入学式前の新1年生も期間に変わりませんが、入学式後希望する場合は、希望日を記入してください。

## ○入所申込みの流れ

申込場所：本庁舎(こども支援課)・東支所

第一次募集（令和4年11月28日～12月16日：平日 8：30～17：15）



審査・選考 → 選考結果通知（2月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）



第二次募集（令和5年1月23日～2月10日：平日 8：30～17：15）



第二次募集は、定員に余裕がある児童クラブのみ行います。



審査・選考 → 選考結果通知（3月上旬に入所の可否決定通知を送付します。）



随時受付 → 選考結果通知

### 随時受付の注意事項

- ※ 定員に余裕がある児童クラブのみ受付をします。
- ※ 原則、月途中の入所は認めていませんので、入所希望月の前月15日までにお申込みください。
- ※ 入所申込から入所まで、手続きに1週間程度かかる場合がありますので、余裕をもってお申込みください。

### 入所決定した方へ

- ※ 3月上旬に入所の手続きに関する書類を送付します。

### 定員を超えている理由で入所が不許可になった方へ

- ※ 定員を超えている理由で入所不許可となった場合は、入所待機希望があるものとし、定員に空きが出た場合に入所手続きを行います。入所待機希望がない方は「児童クラブ入所取下げ届出書」をこども支援課に提出してください。

## ○児童クラブ一覧

児童クラブ名		定員	電話番号	開設場所
江戸崎地区	第1児童クラブ	32	029-892-2860	江戸崎地区児童クラブ (専用施設：江戸崎庁舎跡地)
	第2児童クラブ	34		
	第3児童クラブ	34		
沼里地区児童クラブ		40	029-892-3552	沼里小学校
高田地区児童クラブ		40	029-892-7935	高田コミュニティセンター
新利根地区	第1児童クラブ	34	0297-87-6100	新利根地区児童クラブ (専用施設：柴崎小学校跡地)
	第2児童クラブ	33		
	第3児童クラブ	33		
桜川地区児童クラブ		40	029-894-2305	桜川小学校野外施設
あずま東地区	第1児童クラブ	30	0299-78-3605	あずま東小学校野外施設
	第2児童クラブ	30		
あずま西地区児童クラブ		40	0299-79-2300	あずま西小学校
あずま北地区児童クラブ		40	0299-79-0077	あずま北小学校
土曜日児童クラブ (市内1箇所で開催)		40	029-892-2860	江戸崎地区児童クラブ (専用施設：江戸崎庁舎跡地)

※ 定員・開設場所等は、支援員数や開設施設の面積等条件により変更になることがあります。

○問合せ先 稲敷市 保健福祉部 こども支援課

電話 029-892-2000